

資料編

1 決議・意見書

東日本大震災からの復興に関する件

3月11日午後2時46分頃、三陸沖でマグニチュード9.0の大地震が発生し、巨大津波が本市を含む東日本各地を襲い、未曾有の大被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて約2万8千人に上ると推定され、本市においても死者600名以上、行方不明者も多数に上るなど被害の実態が正確に把握できていないほどの惨状であり、沿岸部の若林区及び宮城野区を中心に、今なお多くの方が避難所生活を強いられています。ガス・上下水道等のライフラインについては、一定程度復旧が進んでいるものの、その他の公共施設については、被害が広範囲にわたっていることから、依然として市民生活にとって深刻な状況であり、さらに、農業・漁業をはじめ商工業も、沿岸部の壊滅的な被害などにより、存亡の危機に立たされております。

加えて、4月7日には震度6強の最大余震が発生するなど、余震が頻発する不安な状況が続いており、内陸部の住宅地をはじめ、全市的に新たな被害が生じています。

本市議会は、ここに、犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、震災発生後、本市に寄せられた自衛隊、他自治体及びボランティアなど国内外の皆様からの御厚情と御支援に対し、心から感謝を申し上げます。

この未曾有の困難の中にあって、本市議会は、市民生活の再建・安定に向け、議会として最大限救援・復旧に取り組むとともに、本市の一日も早い復興を目指し、財政支援を国に強力に働きかけるなど、市民の皆様と手を携え、明日に向かって、ともにこの苦難の時期を乗り越えるべく全力を傾注していくことを表明します。

以上、決議します。

平成23年4月22日

仙 台 市 議 会

東日本大震災からの本格的な復興に向けての特別決議

3月11日に発生した「東日本大震災」は、東日本各地に未曾有の大被害をもたらし、本市においても津波により沿岸部が壊滅的な被害を被ったほか、内陸部の住宅地をはじめ、広範囲にわたって甚大な被害が生じた。

発災以降、本市においては救助・救援・復旧作業に全力で取り組んでおり、市議会においては震災復興推進特別委員会を設置するとともに、国に対して繰り返し要望を行うなど、市民の皆様とともに、全市を挙げて復旧・復興を目指し努力を重ねてきたところである。この間、本市に対して国内外の皆様から多大な御厚情と御支援が寄せられており、まことに感謝の念に堪えないところである。

今般、国において、本格的な復興に向けた平成23年度第3次補正予算が成立し、本市議会において「仙台市震災復興計画」及び1,057億円にのぼる本格的な復興の補正予算を議決したところである。本市の復興は、単なる一都市の復興にとどまらず、東北全体の復興に大きく寄与するものであり、また、そうした牽引の役割をしっかりと果たすことが我々の使命ととらえなければならない。

このように本市は本格的な復興の段階を迎えたところであり、特に、今後5年間は本市の将来を決定する極めて重要な期間である。

よって、本市議会は、本市が担うべき責務と内外から寄せられる期待の大きさに思いを致し、被災された方々の思いに寄り添った生活再建と災害に強く住みよい都市づくりに向け、震災復興計画の迅速かつ着実な実施を目指し、そのための財源を確保するよう国に対して引き続き要望する。今後とも、市民の皆様と手を携え、本市の復興に全力を傾注していくことをここに表明する。

以上、決議する。

平成23年12月16日

仙 台 市 議 会

復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める件

東北地方沿岸部を中心に数多くの自治体が壊滅的な被害を受けた東日本大震災から1年が経過した今日も、本市をはじめ被災自治体は、住民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向け、懸命に努力を重ねている。

昨年11月には、国の第3次補正予算が成立し、本市においても、復興への基本理念と施策の概要を示す震災復興計画を策定するなど、復興に向けた取り組みが本格的に起動したところである。

今般、第3次補正予算の柱の一つである復興交付金について第1次配分額が示されたが、申請総額約3,899億円に対し、今次の決定総額は約2,510億円にとどまっている。3月末には第2次の交付申請が予定されているが、被災地の早期の復旧・復興のためには、福島原発事故への対策等も含め、国のスピード感を持った対応が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、本市をはじめとする被災自治体が決定した復興計画に基づき、早期の復興を実現できるよう、制度本来の趣旨に沿って復興交付金制度を運用し、被災地へ最大限の支援を行われるよう強く要望する。

記

- 復興交付金の趣旨は、被災自治体はその地域の特性に応じて、自主的かつ主体的に定める復興計画の実施の支援にあることから、配分額の決定その他運用全体を通じ、被災自治体との意思疎通を図り、その意向を十分に踏まえること。
- 対象事業の選定にあたっては、一定の基準の下で、被災自治体の判断に委ねるなど、弾力的な制度運用を図ること。
特に、県道塩釜巨理線の東部復興道路整備事業は、本市のみならず、近隣自治体を含めた広域的な観点から、圏域の市街地を接続する重要路線の整備として、復興計画の根幹をなすものであり、今後の復興交付金において、最大限の措置を講じること。
- 被災自治体の復興事業への早期着手を可能とするよう、予算の早期配分に努めるとともに、可能な限り手続きを簡素化し、被災自治体の申請事務の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月16日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
復興大臣東日本大震災総括担当		

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
 仙台市議会議員
 佐藤正昭

東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けた支援拡充を求める件

東日本大震災から1年3カ月が経過し、本格的な被災者の生活再建や地域社会の復旧・復興に向け、国と地方自治体が全力で取り組むことが求められている。

本市では、4月4日、国に対して「仙台市復興交付金事業計画」の第2次申請を行い、5月25日、復興庁より復興交付金交付可能額（第2次申請分）が示されたが、県道塩釜巨理線等のかさ上げや防災集団移転促進事業等については措置されたものの、丘陵部の被災宅地復旧に対する本市の独自支援策が不採択となるなど、なお十分とは言えない結果となった。

また、防災集団移転促進事業において、国庫補助による移転跡地の公費買取りには移転跡地に残存する住宅等の移転料が含まれるところ、当該移転料は住宅等の被害が大きいほど低く算定され、津波で流出した住宅等は補助の対象とならず、さらに、本市はこれまで公費による被災建物の解体撤去を推進してきたところ、すでに解体撤去された住宅等も補助の対象とならず、事業の進行を阻害する要因となっている。

未曾有の大災害からの復旧・復興にあたっては、従来からの制度や運用にとらわれることなく、被災の実態に応じた柔軟かつ思い切った支援策が肝要である。

よって、国会及び政府におかれては、一日も早い被災者の生活再建と被災地の復旧・復興のため、下記の施策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 公共事業の対象とならない被災宅地の擁壁等の復旧経費に係る本市独自の助成や多重防御整備後も津波による浸水が予想される地域における家屋の基礎のかさ上げ等・移転費用への助成についても復興交付金の対象とすること
- 2 防災集団移転促進事業の建物移転料の補助は、全流失したものや、すでに解体し撤去した住宅等も含め、被災前の住宅等の状態によって行うことができるよう制度の改正または弾力的運用を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月22日

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
復興大臣東日本大震災総括担当		

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市議会議長

佐藤正昭

後期高齢者医療制度等の減免対象期間の延長を求める件

東日本大震災から1年3カ月が経過した今日も、津波により住まいのみならず生業の道も断たれ、貯えの切り崩しにより生計を維持している被災者が少なくないなど、被災者の生活再建には、なお多くの課題が山積している。

このような中、後期高齢者医療制度における一部負担金の免除や介護保険サービス利用料の減免の対象期間が9月30日で終了することとなっているが、被災者の生活は未だ十分再建されたとは言い難い状況である。

よって、国会及び政府におかれては、一日も早い被災者の生活再建のため、上記の被災者支援制度を来年3月末まで延長するとともに、当該施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
復興大臣東日本大震災総括担当

} 様

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市議会議員
佐藤正昭

2 要望書・要請書

緊急要望

去る3月11日午後2時46分に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、東北地方を含む東日本各地に甚大な被害をもたらし、とりわけ東北地方の太平洋沿岸においては、地震に伴う大津波により未曾有の大被害を被りました。現段階でも被害の全貌が把握できない状況であり、その範囲及び程度は、私たちが未だかつて経験したことのない、極めて大きなものとなる見込みです。

こうしたた中、被災地域の住民は、今なお筆舌に尽くしがたい苦難と悲嘆の中から、再建への途を懸命に模索しております。

現在、本市をはじめ被災自治体では、昼夜を問わず被災者救援を実施するとともに、ライフラインの早期復旧等に全力で取り組んでいるところでありますが、住民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、国による更なる強力な支援が必要不可欠であります。

国におかれては、今回の地震災害について、いち早く激甚災害に指定いただけたところでありますが、被災地域の弱状に是非とも特段のご高配をいただき、下記事項について早急に実施されますよう強く要望いたします。

記

- 1 被災住民が、不安なく生活を送れるよう、暖房・炊事・車両用の各種燃料や医薬品・食料等を確保するとともに、その供給体制を整備すること
- 2 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保のための体制構築に対し、医師の派遣等により全面的に支援すること
- 3 幹線道路をはじめとする道路や鉄道の復旧等により交通基盤の早期回復を図ること
- 4 被災地域の復旧・復興に向けて総合的な対策を講じるとともに、各地域の実情に応じた各般の財政支援を強力かつ弾力的に進めること

-2-

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に対する緊急要望

仙台市議会は、平成23年東北地方太平洋沖地震災害に対する緊急要望を決定いたしましたので、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年3月25日

仙台市議会
議長 野田 議

-1-

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に対する 緊急要望

仙台市議会は、平成23年東北地方太平洋沖地震災害に対する緊急要望を決定いたしましたので、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年4月10日

仙台市議会
議長 野田 議

緊急要望

去る3月11日午後2時46分に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、東北地方を含む東日本各地に甚大な被害をもたらし、とりわけ東北地方の太平洋沿岸においては、地震に伴う大津波により未曾有の大被害を被りました。現段階でも被害の全貌が把握できない状況であり、その範囲及び程度は、私たちが未だかつて経験したことのない、極めて大きなものとなる見込みです。

こうした中、被災地域の住民は、今なお筆舌に尽くしがたい苦難と悲嘆の中から、再建への途を懸命に模索しております。

現在、本市をはじめ被災自治体では、昼夜を問わず被災者救援を実施するとともに、ライフラインの早期復旧等に全力で取り組んでいるところですが、住民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、国による更なる強力な支援が必要不可欠であります。

国におかれては、今回の地震災害について、いち早く激甚災害に指定いただいたところでありますが、被災地域の弱状に是非とも特段のご高配をいただき、下記事項について早急に実施されますよう強く要望いたします。

記

- 被災住民が、不安なく生活を送れるよう、暖房・炊事・車両用の各種燃料や医薬品・食料等を確保するとともに、その供給体制を整備すること
- 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保のための体制構築に対し、医師の派遣等により全面的に支援すること
- 幹線道路をはじめとする道路や鉄道の復旧等により交通基盤の早期回復を図ること
- 被災地域の復旧・復興に向けて総合的な対策を講じるとともに、各地域の実情に応じた各般の財政支援を強力かつ弾力的に進めること

東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望

仙台市議会は、東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望をいたしましたので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年5月30日

仙台市議会

議長 野田 謙

東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望

平成23年3月11日に三陸沖で発生したマグニチュード9.0の大地震により、巨大津波が東日本の沿岸各地を襲い、未曾有の大被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて2万5千人に達すると推定される、まさに国難といふべき惨状であり、本市においてもその数が900人に迫る状況となっております。さらに、4月7日には震度6強の最大余震が発生するなど依然として余震が頻発し、内陸部の住宅地にも新たな被害が拡大しており、予断を許さない状況が続いております。

現在、本市では、被災者の救援と災害復旧に全力で取り組むとともに、復興の方向性を示す「震災復興ビジョン」及び「復興計画」を早期に策定し、復興施策を計画的かつ迅速に推進していくこととしておりますが、今回発生した被害は、現行の災害対策法制の想定を超えた、甚大かつ広範囲にわたるものであることから、市民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、新たな立法措置を含め、既存の枠組みを超えた国を挙げての強力な支援が必要不可欠であります。

特に、被災者が、将来に向けて希望をもって生活再建を図っていただけるよう条件整備を速やかに行うことは、地域社会や産業の自立的・主体的な復興のための最重要課題と言っ過ぎ言ではありません。

よって、本市の早期の復旧・復興に向けて、現時点で緊急性・重要性の高い項目について別記要望事項のとおりとりまとめましたので、当該事項が早急の実施されるよう、特段の取り組みを強く要望いたします。

(1) 被災者の救援及び生活再建に向けた支援

- 応急仮設住宅について、基礎自治体の主体的裁量の下に、高齢者や障害者等に配慮した仮設住宅の整備や民間借り上げ住宅の活用も含め、希望者全員が入居できるように早急にその確保を図ること
- 災害救助法に基づく応急修理など各種支援について、既存の要件を緩和し、被災者の実質的な救済の拡大を図ること
- 被災者生活再建支援法に基づく支援について、支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、速やかに支給すること
- 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保のために本市が実施する健康相談、要介護者支援、感染症予防のための生活環境・衛生対策等に係る施策に対し、強力な支援を行うこと
- 全壊または流失するなどした被災家屋等に係る既存債務の取り扱いについて、特別措置を講じるなど強力な支援を行うこと
- 津波被害地域における宅地等一定区域の土地を国が買い上げるとともに、跡地を公園・緑地として整備すること

(2) 宅地・地盤災害

- 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落や地すべり被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多くことから、当該事態に早急に対応するため、新規の立法措置や現行法の改正などの法的整備を行うこと
- 併せて、復旧・再整備のため、現行の公共事業の採択要件の大幅な緩和を図るとともに、全額国の負担とすること
- 住宅の被害を基準として支援を行うこととされている現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度を拡充し、宅地被害についても同様に資金的な支援策を講じること

(3) 震災廃棄物等の撤去及び処理

- がれきや被災自動車等の震災廃棄物に係る撤去費用は、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国の負担とすること

- 国において、がれき等の仮置き場の整備について、技術的な支援を行うとともに、仮置き場の原状回復費用は全額国の負担とすること
- がれき等の早期処理のため、撤去に伴う法的問題についての対応体制の整備など、総合的な支援を行うこと

(4) 公共・公益施設の復旧、再建

- 道路・橋梁・堤防・港湾・空港・鉄道等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、沿岸部の電気・ガス・水道等のライフラインについて、早期復旧に最大限の支援を行うこと
- 小中学校等の文教施設、社会福祉施設についても、早期復旧に向けた支援を強力に講じること。また、その間における仮設校舎等の設置についても同様とすること
- 特に、施設に壊滅的被害を受けた南浦浄化センター（下水処理施設）及びガス局港工場について、早期復旧に向け最大限の支援を行うこと

(5) 地域産業の復興に向けた支援

- 津波によって浸水や表土の流失等の被害を受けた農地は、塩害等で相当期間の作付けが不能とされ、また、排水機場や水路等の施設被害も甚大であることから、早期復旧と農業従事者の生活再建に向け、技術的支援も含めた十分な財政支援を行うとともに、津波により被害を受けた漁船や漁業資材の買い換え等に際し、助成を行うなど水産業の再建に向けた最大限の支援を行うこと
- 地域の中小企業の支援のため、震災で直接的な被害を受けた事業者だけでなく、地域経済の停滞により間接的な被害を受けている中小企業者も対象に含め、新たな補助制度の創設や既存債務の取り扱いを含む金融・税制上の特別措置を講じるなど、強力な援助を実施すること
- また、震災により職や生計の途を失った方の生活再建に向け、復旧・復興事業等での雇用機会の創出を最優先に特段の取り組みを行うこと
- 国として、東北地方への観光、交流の促進を国内外に呼びかけ、実効性の高い取り組みを強く行うこと

(6) 財政的支援

○被災地域の復旧・復興に向けた法制度の整備をはじめ、省庁の枠組みを超え、国を挙げた総合的な施策を講じること。具体的には、災害復旧工事を迅速かつ強力に推進するため、特別措置法の制定等を通じ、国庫補助率の大幅な引上げや補助対象経費の拡大を図るとともに、耐震構造の採用についても災害復旧事業の対象とすること。また、地方交付税の増額、地方債の発行に対する財政支援措置など被災自治体が実情に応じ柔軟に対応できるよう体制整備を行うこと

(7) 原子力災害対策

○福島第一原子力発電所における原子力災害について、市民の健康に与える影響等に関する必要な調査を継続実施して結果を公開するとともに、一日も早く安定させること。そして、被害に対する補償を早期に行うこと。また、農産物や海産物、観光産業等の風評被害については、国において客観的・科学的なデータを国内外に提示・説明し、被害の防止に努めるとともに、市内の放射線量を測定する機器の整備に対して必要な支援を行うこと。さらに、国のエネルギー政策の見直しとその転換を図ること

東日本大震災及び福島第一原発 事故に関する要望

平成23年5月31日

東北市議会議長会

- 1 -

東北市議会議長会

会長・宮城県支部長 野田 謙
 仙台市議会議長 野田 謙
 副会長・山形県支部長 加藤 孝
 山形市議会議長 加藤 孝
 相談役 澤田 豊彦
 会津若松市議会議長 澤田 豊彦
 青森県支部長 田中 元
 弘前市議会議長 田中 元
 岩手県支部長 佐藤 栄一
 盛岡市議会議長 佐藤 栄一
 秋田県支部長 小田 喜美雄
 秋田市議会議長 小田 喜美雄
 福島県支部長 蛭田 克
 いわき市議会議長 蛭田 克

- 2 -

東北地方の振興につきましては、平素から、格別のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東北の全75市をもって構成いたします東北市議会
議長会は、去る5月25日に、仙台市において、第
63回定期総会を開催し、「東日本大震災及び福島第
一原発事故に対する決議」を満場一致により採択した
ところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご
高配を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

東北市議会議長会長
仙台市議会議長 野田 譲

東日本大震災及び福島第一原発事故に対する決議

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で、東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に、青森県・岩手県・宮城県・福島県では、地震によって発生した大津波が太平洋沿岸の市町村に壊滅的ともいえる被害を与え、町自体が壊滅した地域もある。死者・行方不明者は2万4千人近くにのぼり（5月25日現在）、被災地では今なお懸命の遺体収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・流失、道路・鉄道・港湾設備等の損壊など、被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、ガス、水道などのライフラインは寸断され、今なお復旧の目途がたっていない地域もあり、さらには生活物資の不足など、市民生活への不安は頂点に達している。また、4月7日の震度6強の最大余震をはじめ余震が頻発しており、地域住民の肉体的・精神的疲労は極限に近づいている。

これらの甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所においては、大震災による電源喪失に伴い、原子炉の冷却機能が失われるとともに、放射性物質の拡散といった重大な事故が発生し、原発立地地域の住民をはじめ国民に大きな不安を与えている。原発について「絶対安全」という安全神話はもろくも崩壊し、放射線の影響から周辺住民に避難するよう国が指示を出し、周辺地域への立ち入りを規制し、住民が自宅に戻れない状況となっている。また、放射性物質の飛散や汚染水の放出による影響は、農業や漁業に甚大な影響を及ぼし、農産物や海産物の出荷停止や摂取制限が行われ、農業・漁業従事者の生活基盤をうばい、経済的不安を引き起こしている。さらには、風評被害により農産物、海産物の市場への搬入が拒否されたり、取引ができない状況も現れ、観光地への旅行キャンセルなど観光産業へも大きな影を落とすなど、地域経済の落ち込みは拍車をかける深刻な状況にある。

今回の大震災による推計被害額は、岩手県・宮城県・福島県の3県推計で14兆円という巨額に上り、沿岸部の総資産の22%が失われたとしている。さらに、原子力発電所の深刻な状況も加わり、東北地方各自治体レベルで対応できる災害規模をはるかに超えた、まさに未曾有の大災害となっている。

東北市議会議長会は、こうした現状を踏まえ、地域住民の救援と地域社会の復旧・復興に向けて、下記事項への速やかな対応を国に対し強く要請するとともに、会員各市の協力と連携のもと、全力で取り組み決意をここに表明する。

記

1 被災者の救援及び生活再建

(1) 応急仮設住宅

○高齢者や障害者等に配慮した仮設住宅の整備や民間借り上げ住宅の活用への支援も含め、希望者全員が入居できるように早急にその確保を図ること。また、津波被害地域での用地確保のため、丘陵地等を造成する費用を全額国の負担とすること

(2) 各種支援等

○災害救助法に基づく各種支援について、要件を緩和するなど被災者の実質的な救済の拡大を図ること
 ○被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額を大幅に引き上げること
 ○被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、医療体制の充実、要介護者支援、感染症予防のための生活環境・衛生対策の支援を行うこと

(3) 雇用対策等

○震災により職や生計の途を失った方の生活再建に向け、復旧・復興事業等での雇用機会の創出に特段の取り組みを行うこと

2 宅地・地盤災害

○地震による大規模な地盤沈下により恒常的に冠水が発生する地域について、土地所有者への補償、整備方針の早期策定、国による買取等を検討すること
 ○丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落や地すべり被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多くことから、復旧・再整備のための新たな制度の創設や現行の公共事業の採択要件の大幅な緩和を図るとともに、国において全面的な財政支援を行うこと

○住宅の被害を基準として支援を行う現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度を拡充し、宅地被害についても同様に資金的な支援策を講じること

3 震災廃棄物等の処理

○がれきや被災自動車等の震災廃棄物に係る撤去費用は、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国の負担とすること

○国において、がれき等の仮置き場の整備について、国有地の提供や技術的な支援を行うとともに、仮置き場の原状回復費用は全額国の負担とすること

○がれき等の早期処理のため、必要な人員の確保及び法的問題についての対応体制の整備など、総合的な支援を行うこと

4 公共、公益施設など生活産業基盤の復旧、再建

○道路・橋梁・港湾・空港・堤防等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、電気・ガス・水道等のライフラインや、漁港とその関連施設等について、早期復旧に最大限の支援を行うこと。また、離島地域の産業・生活基盤の早期復旧に向けて、より一層の支援の強化を図ること

○小中学校等の文教施設、社会福祉施設について、早期復旧に向けた支援を強力に講じること。その間における仮設校舎等の設置についても同様とすること

○災害復旧工事を迅速かつ強力に推進するため、特別措置法の制定等を通じ、国庫補助率の大幅な引き上げや補助対象経費の拡大、災害査定、補助申請事務の大幅な簡素化を図るとともに、耐震構造の採用についても災害復旧事業の対象とすること

○一括交付金制度の導入など、被災地が実情に応じた迅速で柔軟な災害復旧を行うことのできる体制を整備すること

5 地域産業の復興に向けた支援

○津波によって浸水や表土の流失等の被害を受けた農地は、塩害等で相当期間の作付けが不能とされ、また、排水機場や水路等の施設被害も甚大なことから、早期復旧と農業従事者の生活再建に向け、技術的支援も含めた十分な財政支援を行うこと

○船舶の確保や漁業資材の購入に対する助成、養殖施設、水産加工施設の早期復旧に向けた助成等、水産業の再建に向けた強力な支援を行うこと

○地域の中小企業の支援のため、震災で直接的な被害を受けた事業者だけでなく、地域経済の停滞により間接的な被害を受けている中小企業者も対象に含めながら、新たな補助制度の創設や金融・税制上の特別措置を講じるなど、強力な援助を実施すること。

○被災した商店街をはじめとする商業施設、観光施設等の早急な復旧が可能となるよう、復旧支援制度の創設や金融支援について十分に配慮すること

6 新たなまちづくりに向けた支援

○被災地域の復旧・復興に向け、国土のグランドデザインと明確なビジョンを示すとともに、地域の実情に応じた柔軟な施策の実施が可能となるよう、十分な規制

緩和等の措置を講ずること。また、被災自治体に対し、省庁の枠組みを超えた総合的な財政支援の施策を講ずること

○(仮称)東日本大震災復興特別措置法の法案策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとするとともに、早期の成立に向けて積極的に取り組むこと

○被災地域の特性に応じて自治体が策定する復興計画について、計画推進のための支援を適時・適切に行うこと

○地方交付税の増額、地方債の発行に対する財政的支援措置とともに、集団移転に対する支援制度の創設や拡充、合併自治体における合併特例債適用期間の延長など、被災地域の実情に応じた各般の財政支援を強力に講ずること

7 福島第一原子力発電所事故への対応

○今回の事故は広く東日本全体に関わることから、原子力災害への対応にすべての責任を有する国は、責任を持って事態の早期収束に全力で取り組むこと

○原発周辺地域住民の健康管理対策に速やかに取り組むとともに、国民の不安払拭に繋がることから、事故の原因、現状と対策、近隣住民に与える影響等について、必要な調査を継続実施し、迅速に公開するなど、不安解消に最善を尽くすこと

○避難指示地域等の住民の生活基盤確保が必要となることから、住宅確保や雇用安定のための施策を早急に実施すること

○放射性物質の検出により出荷停止指示を受けている農業、漁業従事者の生活安定のために十分な経済的支援を行うこと

○原発事故による風評被害により農産物、海産物、観光産業等に大きな影響が生じ、地域経済の沈下が生じていることから、風評被害に対する補償を行うとともに、国において客観的・科学的なデータを国内外に説明し、風評被害の防止に努めること

以上決議する。

平成 23 年 5 月 25 日

東北市議会議長会

東日本大震災に関する緊急要望

平成23年6月

仙 台 市

3月11日発生した東北地方太平洋沖地震並びにその後の大津波により、我々仙台市をはじめ、東北地方を中心に広範囲の地域において、全ての人々の想像を絶するような極めて甚大な被害が生じた。

これまで、本市においては、想定されていた宮城県沖地震発生に備えるべく、建築物の耐震化や非常備蓄などを進めていたことにより、今回の地震に対しては一定の減災は行えたものの、想像をはるかに超える大津波により、東部沿岸地域においては、一瞬のうちに多くの命と財産が失われることとなり、広大な面積の農地が瓦礫と海水に満たされることがとなった。また、内陸部においても、本震や4月7日の大きな余震により、大規模な地すべりが発生し擁壁が崩れるなど宅地の被害も甚大なものとなっている。

また、地震発生以降、ガスや水道、電気などのライフラインが大きなダメージを受けたことなどにより、10万人を超える市民が避難所での生活を余儀なくされ、さらには、ガソリンや灯油などの燃料不足も生じ、ほとんどの市民が大きな不安を抱えながら不自由な生活を強いられた。

今後、我々仙台市は、災害からの復旧と被災者の生活再建に総力をあげて取り組むものであるが、一方で、復興へ向けた歩みも踏み出していく。復興にあたってのまちづくりにおいては、今回のような犠牲が二度と生じないよう、本市は、このたび震災復興ビジョンを定め、今後策定する復興計画に基づき、「新次元の防災・環境都市の構築」を市民とともに進めていく。

全ての市民の生命を守り、市民の安定した生活、安心できる生活を保障するのは行政及び国の重要かつ最大の責務であり、そのためには、これまでの防災対策に対する概念を一から見直し、国と自治体はともに協力しながら早急に対策を講じることが重要であり、一日も早い復興を目指す被災地のために、次の事項について、国家を挙げての全面的な支援を実施するよう求める。

仙台市長 奥山 恵美子

仙台市議会議長 野 田 讓

(1) 集団移転や集落の再編を行う制度の大幅な拡充

今回の地震による大津波は、我々の想像しうる想定をはるかに超えるものであった。今後講じらるべき津波対策は、すべての市民の命と暮らしを守ることを第一とし、防潮堤などの防災施設などによる対策とともに、今回甚大な被害が生じた地域では住民の集団移転が必要となる。

しかしながら、今回の被災地の大部分は市街化調整区域であり、そのため、従前地の価格が低く、さらには、移転先の多くは市街化区域が想定されることから、移転によって新たな借り入れが必要となり二重ローンを抱えることになるなど、当事者である住民の負担が大きくなる。また、集団移転の際には、被災地における世帯の職業・年齢構成・収入等は様々であり、その被災者の生活再建を考えると、それらの人々の住居形態の希望などへ対応が必要とされる。また、市街化調整区域内の被災集落について、地盤の嵩上げ等により安全を確保した土地を近傍に設け、被災集落の移転・集約と併せて農用地の集団化を図るなど、被災者の多様な要望への対応が必要とされる。

住民が集団移転費用を負担することが難しく、その結果として集団移転がでなくなってしまう事態に陥らないよう、防災集団移転促進事業などへの補助率の拡大やさらなる制度の拡充を図ること。さらに、市街化調整区域内の集落と農地とを一体的に再編・整備できるよう、土地区画整理事業の制度拡充や補助対象の拡大を図ること。

(2) 宅地災害への対応

今回の地震では、これまでの地震被害に比べて、宅地における被害もかなり甚大なものとなっている。

特に、丘陵部を切り開き造成した住宅団地において、地盤の崩落や地すべりが発生したことにより、広範な地域における非常に多くの家屋や宅地の人工法面、擁壁等に甚大な被害をもたらしており、特に、仙台市内における宅地被害は2,000件以上に上っている。

現在も余震が続く中、今後、梅雨や台風時期を控え、早急に対処しなければ、被害が拡大する可能性があり、住宅地であることから、近隣住民の人命に関わる危険性があり、早急な対応が必要である。

今回の被害は規模が大きく、現行の制度では、被害箇所全体の1割弱しか対象とならず、また新潟中越地震などの過去の震災時における特例措置を適用したとしても、6割強が対象とならずに残ってしまうことになる。

今回の大震災における宅地被害は、土地所有者が対処できる範囲を超えており、個人の住宅の再建に対する救済策が、住民の安全確保と生活再建を目的として講じられていることと同様に、宅地被害に対しても同様の公的支援が講じられるべきであり、**土地所有者の負担を軽減するとともに、自治体による対応が可能となるよう、また、その際の自治体負担を軽減するよう、既存の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急避難訓練施し、避難対策事業並びに大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等の制度拡充及び新たな制度の創設を早急に行うこと。**

(3) 災害に強い都市基盤の整備

本市は、地震発生に備えて、電気・水道・ガスなどのライフラインの耐震化を図ってきた。しかしながら、今回のような大地震や大津波により、沿岸部にある供給施設自体が大きく損傷するなど、その結果として、ライフラインの復旧に時間を要する事態となり、また、ガソリンや軽油、重油、灯油などの被災地への供給ルートが一時的に絶たれたことにより、被災地においては、市民の自家用車はもちろんのこと、初動対応に必要な緊急車両や自家発電機の燃料、避難所の灯油までもが枯渇した。

各自治体においては、災害時の備えとして、ライフラインの更なる耐震化の推進や各種エネルギーの備蓄量の見直しを実施していく必要があるが、自治体におけるそれらの備えにも限界がある。

今後の大災害時における被災地へのエネルギー供給の方策として、**ガスや電力などの供給ラインの多系統化や広域的な燃料供給ルートの整備、他のエリアの災害時に供給が可能となるよう地域レベルの防災対策として実施する。備蓄を仙台市内で行うことなどを、国家レベルの防災対策として実施すること。**

さらには、**災害時の人的・物的支援としての輸送ルートが途絶えることのないよう、多重性のある広域交通ネットワークを整備し、広域的な災害拠点の機能を確保すること。**

(4) 農業の再生

本市を含む宮城県・福島県の東部沿岸地域の多くは第一次産業が盛んな地域であり、特に本市東部地域は米をはじめ、麦・大豆・野菜等の農産物

(6) 復旧・復興財源の措置

震災からの復興を成し遂げるために、本市においては、震災復興ビジョンを定め、今後復興計画を策定していくが、この計画に基づく復興を進めていくためには、持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

本市においても、既存事業の見直しなど行財政改革を着実に推進していくとともに、民間等の外部資金を活用するなど財源創出に向けた多様な取り組みを進めていくが、今回の大震災による被害があまりにも大きいことから、**復興事業に必要な財源の措置及び自由度の高い新たな交付金制度の創設など、国に対しても復興支援の大幅拡充を強く求める。**

1. 国の責任による復旧・復興

- ・広域のかつ多方面にわたる甚大な被害が発生しており、現行の災害対策法制の想定を超えるものことから、**国において被災地の復旧・復興に必要な財源を確保すること。**

- ・被災自治体の財政負担が極めて過大となることから、**各種補助制度において、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を図ること。**

2. 災害復旧補助金の一括交付金化

- ・被災地の実情に応じて柔軟な対応がとれるよう、また、事務手続きの簡素化の観点から、**地方が必要とする総額を確保しつつ、外形的な基準により配分額を決定する、災害復旧補助金の一括交付金化を図ること。**

3. 災害復旧補助金の手続きの簡素化

- ・現行の災害対策法制の想定を超える相当数の被害箇所となっていることや、生活の本拠を失った住民等から一日も早い復旧が求められていることに鑑み、**災害復旧補助金の手続きについては、できる限り簡素なものとする。**

4. ソフト事業に対する柔軟に対応できる財政措置

- ・復旧・復興に必要な様々なソフト事業について、現在補助対象となっていないものも含め、**それぞれの実情に応じて自治体が柔軟に対応できるよう、被災自治体を対象とした新たな交付金制度や復興基金制度の創設など、地方にとって使い勝手のよい形で、十分な財政措置を行うこと。**

が生産されるなど、本市農業の重要な生産拠点となっているが、本市東部地域は、今回の大津波により未曾有の被害を受け、東部地域のほぼ8割の農地が被災した。

当該地域での農業の復興に向けては、生産効率を高める大規模化や、共同化や法人化など農業経営のあり方の方の見直し、農商工連携などによる多様な消費需要に応える生産体制の構築など、より生産性の高い農業として再生していくかなければならない。

また、本市は第一次産業に関する研究機関も多く集積するなど、東北地域を牽引するポテンシャルを有していることから、仙台東部地域を「農と食のフロントティア」と位置づけ、農産物の生産・供給力の再生・増強を図るとともに、新商品等の創造や新エネルギーの活用など、事業者、研究機関や民間企業との連携・協働により、「生産」「経営」「施設」「環境」の技術革新・新機械の創出等（イノベーション）を実現し、新しい第一次産業のあり方を具現化していく必要がある。

以上のことから、**当該地域をより生産性の高い農地として再生していくために、排水機場の早期復旧や除塩、厩舎整備などを国の直轄事業で速やかに実施するとともに、当該地域における農業再生、第一次産業の復興に向けて、地域の実情や特性に応じた、迅速な対策・対応が可能となるよう、本市の自主的かつ主体的な取り組みを支援するための確実な財源措置を講ずること。**

(5) 被災地の実情に応じた特区の創設

今回の震災では、空港・港湾などの交通インフラに加え、沿岸部・内陸部を問わず多くの生産設備等で甚大な被害が生じた。

本市は東北唯一の政令指定都市であり、人口・産業いずれの面においても中心的都市としての集積がなされていることに加え、沿岸部と内陸部を結ぶ交通結節点に位置しており、そこで展開される経済政策の影響は広く周辺地域にも及ぶ。

東北の中核都市として仙台・東北の復興を牽引するためには、被害の大きかった東部地域の農業の再生や仙台港を中心とする物流機能などの再生、さらには本市の経済の早期回復とさらなる活性化などが不可欠であり、そのためには被災地域の実情に応じた土地利用や税制度など、様々な場面において、既存制度の枠組みを超えた制度創設が必要となる。

特区の創設にあたっては、復興計画の策定作業の進捗に応じた国の対応が必要であることから、**国は被災自治体からの特区創設の要望に対し、迅速に審査し創設を認めること。**

東日本大震災からの復旧・復興に係る重点要望

東日本大震災は、本市をはじめとして東日本に未曾有の被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて2万人を超え、また、建物等の被害額も16兆9千億円と、まさに国家的大災害となっております。

本市においても、死者・行方不明者数が7百人を超える状況となっており、また、公共施設を含む被害額は、現時点で1兆円を超えております。

こうした状況の下、本市では、被災者の救援と災害復旧に全力で取り組むとともに、復興の方向性を示す「復興計画」を本年10月末を目途に策定し、復興施策を計画的かつ迅速に推進していくこととしておりますが、今回発生した被害は、現行の災害対策法制の想定を超えた、甚大かつ広範囲にわたるものであることから、市民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、新たな立法措置を含め、既存の枠組みを超えた国を挙げての強力な支援が必要不可欠であることは言を俟ちません。

特に、被災者が、将来に向けて希望をもって生活再建を図っていただけるよう条件整備を速やかに行うことは、地域社会や産業の自立的・主体的な復興を進めるための必須要件と一言って過言ではありません。

よって、本市の早期の復旧・復興に向けて、現時点で緊急性・重要性の高い項目について別記要望事項のとおりとりまとめましたので、当該事項が早急に実施されるよう、特段の取り組みを強く要望いたします。

東日本大震災からの復旧・復興に係る重点要望

仙台市議会は、東日本大震災からの復旧・復興に係る重点要望をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年8月5日

仙 台 市 議 会
議 長 野 田 謙

(1) 住宅・宅地・地盤災害対策及び被災者の生活再建に向けた支援

- 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落や地すべり被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多くことから、当該事態に早急に対応するため、新規の立法措置や現行法の改正などの法的整備を行うこと
- また、今回発生した宅地・地盤被害は、50年前の基準による宅地開発地区に多く、1万～6万㎡と規模が大きい箇所もあり、かつ広範囲に及んでおり、全範囲にわたって根本的な地盤対策が必要となることから、その復旧・再整備のため、現行の公共事業の採択要件の大幅な緩和を図るとともに、全額国の負担とすること
- 住宅の被害を基準として支援を行うこととされている現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度を拡充し、宅地被害についても同様に資金的な支援策を講じること
- 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保のために本市が実施する健康相談、要介護者支援、感染症予防のための生活環境・衛生対策等に係る施策に対し、強力な支援を行うこと
- 全壊または流失するなどした被災家屋等に係る既存債務の取り扱いについて、特別措置を講じるなど強力な支援を行うこと
- 非課税世帯など低所得世帯の住宅被害に対し、支援策を拡充すること

(2) 公共・公益施設の復旧、再建等

- 道路・橋梁・堤防・港湾・空港・鉄道等の公共土木施設に於いて、早期復旧を図るとともに、沿岸部の電気・ガス・水道等のライフラインに於いて、早期復旧に最大限の支援を行うこと
- 特に、施設に壊滅的被害を受けた南蒲生浄化センター(下水処理施設)及びガース局工場に於いて、早期復旧に向け最大限の支援を行うこと
- 公共交通施設等の復旧・再整備に対し、十分な財政支援を行うこと
- 小中学校等の文教施設についても、早期復旧に向けた支援を強力で講じること
- また、その間における仮設校舎等の設置についても同様とすること
- 被災した障害者施設等の福祉施設に対する支援策を拡充すること

(3) 津波防災施設及び広域防災拠点等の整備と集団移転促進

- 高い津波防災機能を備えた各種の施設整備を国の直轄事業として実施すること
- 災害時に対応しうる物資の備蓄・補給体制を整えるとともに、防災教育や総合防災訓練が行える施設・震災を記録し後世に伝えるアーカイブ施設及び広域防災拠点の整備などを国家プロジェクトとして実施すること
- 防災集団移転促進事業等の既存制度の補助率のかさ上げ・補助対象の拡大など制度の大幅な拡充をするとともに、津波被災地域における宅地等一定区域の土地を国が買い上げ、公園・緑地として整備すること
- 集落の集約と農地の区画整理を一体的に行うことができる新たな制度や土地利用規制等各種規制緩和や税制等の特別措置を講じうる「復興特区」制度の早急な創設を行うこと
- がれき等震災廃棄物に係る処理費用及び仮置き場の現状回復費用は全額国庫補助の対象とすること

(4) 地域産業の復興に向けた支援

- 津波の浸水等により被害を受けた農地の早期復旧と農業従事者の生活再建に向け、十分な財政支援を行うとともに、津波により被害を受けた漁船や漁業資材の買い換え等に際し、助成を行うなど水産業の再生に向けた最大限の支援を行うこと
- 地域の中小企業の支援のため、震災で直接的な被害を受けた事業者だけでなく、地域経済の停滞により間接的な被害を受けている中小企業者も対象に含め、既存債務の取り扱いを含む金融・税制上の特別措置を講じるなど、強力な援助を実施すること
- また、震災により職や生計の途を失った方の生活再建に向け、復旧・復興事業等での雇用機会の創出を行うとともに、被災者雇用開発助成金の拡充を図ること
- 国として、東北地方への観光、交流の促進を国内外に呼びかけ、実効性のある取り組みを強く行うこと

(5) 財政的支援

- 被災地域の復旧・復興に向けた法制度の整備をはじめ、省庁の枠組みを超えた一括交付金の交付等、国を挙げた総合的な施策を講じること
- 災害復旧工事を迅速かつ強力に推進し、国庫補助率の大幅な引上げや補助対象経費の拡大を図るとともに、耐震構造の採用についても災害復旧事業の対象とすること
- 地方交付税の増額、地方債の発行に対する財政支援措置など被災自治体が実情に応じ柔軟に対応できるよう体制整備を行うとともに、確実な復旧・復興に向けて予算総額の確保を図ること
- 国民健康保険料及び介護保険料の減免への財政支援を行うとともに、生活保護における国庫負担率の引き上げを行うこと

(6) 原子力災害対策

- 福島第一原子力発電所における原子力災害について、市民の健康に与える影響等に関する必要な調査を継続実施して結果を公開するとともに、一日も早く安定させること
- 農畜産物や海産物、観光産業等に直接的な被害が発生している場合については、国において補償を早期に行うこと。また、風評被害については、国において客観的・科学的なデータを国内外に提示・説明し、被害の防止に努めること
- 学校や幼稚園、保育所、児童館等における放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること。また、その安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策に要する費用については全額国の負担とすること
- 国のエネルギー政策の見直しとその転換を図ること

(7) 仙台・東北の復興と新たな飛躍を展望した支援

- 東北全体の復興を牽引するため、新エネルギーなど新たな成長産業の本市への集積が促進されるよう制度の整備を進めるとともに、特に仙台港の利便性や競争力を高める先進的なプロジェクト等を推進すること
- 災害に強い交通体系の構築に不可欠であり、東部地区の新たなまちづくりを

はじめ本市の復興の核となる地下鉄東西線整備及び関連事業の着実な推進に向け、所要の事業費を確保すること

- 「学都・仙台」の復興を図るとともに、本市を「新次元の防災・環境都市」へと復興するため、市内大学等学術研究機関の復旧・再整備に対する積極的な支援を行い、防災・減災関連技術や新エネルギーなど震災復興に資する分野の産学共同研究事業等に対する積極的な支援を行うとともに、太陽光発電など新エネルギーの積極的な導入に向け、助成制度の創設・拡充など各種の支援を行うこと
- 本市をはじめ東北の被災地全体への投資の拡大や交流人口の増加に資する環境整備を行うため、被災地域の復旧・復興に係る正確な情報を積極的に国内外に発信するとともに、高速バスや輸送車両等による高速道路の利用を促進し、国内線・国際線を含む仙台空港の利用を促進するための積極的な支援を行うこと

平成24年4月18日

震災復興対策に関する 要請書

宮城県議会議長 中村 功
 宮城県市議会議員 佐藤 正昭
 会長・仙台市議会議長 大須賀 啓
 宮城県町村議会議長
 会長・大和町議会議長

震災復興対策に関する要請書

震災後1年余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対して改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところでもあります。

しかし、本県においては今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、被災地には災害廃棄物の山がうず高く積み、被災者の生活再建に重大な影響を与えています。

さらに、本県は、福島県に隣接し、東京電力福島第一原子力発電所から最も近い地域は同原発から福島市までとほぼ同距離にあります。放射性物質の拡散は住民生活や産業、観光など多様な分野に大きな影響を及ぼし、住民は生活環境や健康、生業や雇用の維持などあらゆる分野において、将来への不安を抱えながら生活しており、地域の将来像はもとより自らの今後の生活が描けないまま立ちまわっております。

また、自治体は限られた人員と予算で、これまで経験したことのない多様な復興業務に取り組んでいます。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

1 復旧・復興に向けた地域の実情に応じた対応

2月に復興庁が発足し、本県には復興局及び支所2か所が設置され、復興に関する施策の企画、調整及び実施や自治体への一元的な窓口と支援を実施していただいているところですが、東日本大震災復興交付金の申請手続においては、指導や照会が復興庁以外の省庁との間でも行われるなど必ずしもワンストップの対応とならなかったケースも生じております。限られた人員での対応を余儀なくされている自治体の実情を考慮し、自治体に対するワンストップの対応など交付金の円滑な活用に向けた対応を求めます。

また、交付金の第二回申請に対する配分に当たっては、地域の実情に配慮し、県及び市町復興計画の1日も早い実現に向けた取り組みを力強く後押しする十分な額の配分と速やかな交付を求めます。

2 放射性物質の拡散に係る対応

(1) 住民の生活環境の改善に向けた中長期的な対策

放射性物質の拡散に県境はないにもかかわらず、福島県と宮城県では放射性物質の拡散に係る国の対応に大きな格差があることから、対策を県単位で一律に区切ることなく、放射性物質拡散の実態に鑑み、宮城県内においても県民が将来にわたって地域で安心して生活していくための中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずるよう求めます。また、自治体が行う除染や住民健康調査、放射線量の測定などの経費については、既に対応したのもも含め、福島県と同様の財政措置を講ずるよう求めます。

(2) 県内産品、観光業等に係る風評被害対策の強化

福島第一原発事故以降、本県の農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評による広範な被害が生じております。関係者は、食品に含まれる放射性セシウムの基準の厳格化に対応し、水産物の一部について出荷自粛を行うなど食の安全・安心の確保に向けた対策に取り組みしておりますが、安全性が確認された後でも風評被害は避けられないものと思われ、国民に対する広報の強化や販売促進に係る支援策などの風評被害対策を強化するよう求めます。

加えて、県内産品や観光業において風評によって発生した損害について、原子力損害の賠償の対象として、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示することを求めます。

3 災害廃棄物の処理の一層の推進

災害廃棄物の処理について、国においては道府県及び政令指定都市に対する協力要請や受け入れる自治体への財政支援などの対策を講ずることとし、受け入れに向けた検討を始める自治体は増加しつつありますが、処理に伴う放射性物質の拡散への住民の懸念などから、一部の自治体では受け入れが進まない状況にあります。受け入れ地域の住民をはじめとする国民の不安の払拭のため、適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明など、引き続き受け入れ推進に向けた積極的な取組を求めます。また、建設資材や原料等への再生利用が可能なものについて、国の事業における活用や産業界への活用の要請、新たな活用方法の提示など、再生利用に向けた積極的な取組を求めます。

3 各種会議の設置要綱等

仙台市議会災害対策連絡会議の設置について

(平成23年3月20日 各派代表者会議 決定)

- 設置趣旨：市議会として、東日本大震災への当面の対応策を協議するとともに、当局が出来る限り災害対策に専念し、効果的に推進できるよう、連携を図りつつ国等への要望など必要な支援活動を行うことにより、市民生活の一日も早い安定と復旧、復興に資する。
- 名称：仙台市議会災害対策連絡会議
- 構成：議長、副議長、交渉会派代表者
- ※各派代表者が欠席の時は、会派内から代理出席とする。なお、必要に応じ、議会運営委員、常任委員長その他関係議員の出席を求める。
- 所掌事務：仙台市災害対策本部と連携し、その活動を支援するため、次の事務を所掌する。
- (1) 災害に関する情報を収集整理し、市災害対策本部に提供すること
 - (2) 市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行うこと
 - (3) 国、県、地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること
 - (4) 当局からの依頼事項についての対応に関すること
 - (5) 他市議会からの支援物資又は義援金等の受入れの調整に関すること
 - (6) その他、議会として必要な対応を協議すること

※各種会議（特別委員会等）の設置経過について

<改選前>

○東日本大震災対策特別委員会

震災発生後1カ月を迎え、また第1回臨時会に震災関連の補正予算が提案されることに伴い、災害対策に関する論議を行う場として、東日本大震災対策特別委員会を設置することとした。

同委員会は、震災の復旧・復興や生活再建に関する課題認識を議員全員が共有して議論を深めるため、全議員で構成することとし、第1回臨時会及び第2回定例会における災害関連の付託議案審査を行った。また、閉会中は四つの分科会と全体会を開催し、現地調査及びそれを踏まえた今後の施策のあり方等について、多様な視点から当局との論議を行っている。

○東日本大震災復興会議

第2回定例会後においては、災害関係事案についても通常の常任委員会による対応に復帰しつつ、7月には全ての常任委員会が閉会中の審査事項を「震災復興」とし、随時の活動体制を整えることとした。

同時に、議会として一元的でより機動的な対応を図る趣旨から、市議会災害対策連絡会議と東日本大震災対策特別委員会を統合再編し、復興等に関する情報共有と連絡調整、提言、要望その他議会としての対応を所管する東日本大震災復興会議を、第2回定例会最終日に設置することとした。

復興会議は、改選前においては全議員参加での開催（全体会）も含め、復旧、復興に関する当局からの報告及び国等への重点要望事項について協議を行った。

また、改選後にも、震災復興推進特別委員会の設置期間終了後において、大震災を踏まえた本市地域防災計画の見直しに議会の議論を積極的に反映させていくべきとの趣旨から、全体会を含めて開催した。会議では、同計画の先行対応事項の取り組み状況について当局の報告を受け、各会派が質問や提言、要望等を行っている。

<改選後>

○震災復興推進特別委員会

改選後においては、新たな議会構成のもと、震災復興計画や本格的な復興関連の補正予算の審議を念頭に、全員構成の震災復興推進特別委員会を時限的に設置した。同委員会は第3回臨時会、第3回定例会及び第4回定例会において、上記議案等を審査し、復興施策の本格展開について集中的な議論を行った。

東日本大震災対策特別委員会設置要綱

(平成23年4月21日 第1回臨時会 議決)

(目 的)

第1 東日本大震災による被害からの早期の復旧を図り、都市の再生を促進することを目的とする。

(構 成)

第2 委員会は全議員57人の委員をもって構成する。

(閉会中の活動)

第3 委員会は、閉会中も継続して活動を行う。

仙台市議会東日本大震災復興会議設置要綱

(平成23年6月28日 第2回定例会 議決)

東日本大震災は、被災者支援や復旧作業の段階から、復興に本格的に取り組むべき段階に入っている。東日本大震災対策特別委員会は、第1回臨時会での設置以降、付託議案の審査のほか分科会活動を含め災害関連の協議も行うなど、所期の成果を上げたところである。

こうした経過を踏まえ、仙台市議会として一元的かつより機動的に震災復興等に取り組んでいくため、この際、仙台市議会災害対策連絡会議と東日本大震災対策特別委員会を統合再編し、新たに仙台市議会東日本大震災復興会議を設置するものとする。

(設置)

第1条 仙台市議会に仙台市議会東日本大震災復興会議（以下「復興会議」という。）を設置する。

(構成及び会議)

第2条 復興会議は、正副議長、各交渉会派の代表者及び各常任委員会の委員長で構成する。

- 2 議長は、復興会議を招集し、その議事を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 4 議長は、必要と認めるときは、復興会議に関係議員等の出席を求めることができる。

(所管事項)

第3条 復興会議は、次の事項について情報共有と連絡調整を図り、必要な協議を行う。

- (1) 復興等に関する市当局からの報告に関すること
- (2) 復興等に向けた提言、要望その他議会としての対応に関すること
- (3) その他必要な事項

(細目)

第4条 前3条に定めるもののほか、復興会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興会議に諮って決める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月28日から実施する。
- 2 仙台市議会災害対策連絡会議及び東日本大震災対策特別委員会は、廃止する。

震災復興推進特別委員会設置要綱

(平成23年10月4日 第3回定例会 議決)

(設置)

第1条 東日本大震災からの一日も早い復興に向け、より一層の施策の推進を図るため、震災復興推進特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、震災復興に関連する議案の審査を行うこと等により、本市施策の迅速な推進を図り、早期の復興を実現することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、全議員をもって構成する。

(所管事項)

第4条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 震災復興に係る議案の審査に関する事
- (2) 総合的な震災復興に係る計画の策定に関する事

(細目)

第5条 前4条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

この要綱の施行期間は、平成23年10月4日から平成24年第1回定例会の開会の日の前日までとする。

東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例

平成23年10月12日
仙台市条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、東日本大震災からの復興に係る計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、本市の復興に係る施策の計画的かつ迅速な推進に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって早期の復興の実現に資することを目的とする。

(議決すべき事件)

第2条 市長は、東日本大震災からの復興に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条の規定に基づき議決を経た計画の期間が満了した日（当該計画が廃止されたときは、その廃止された日）に、その効力を失う。

発行年月 平成25年1月

編集・発行 仙台市議会

〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話 (022) 214-6164

ホームページ <http://www.gikai.city.sendai.jp/>

